

介護保険料は納期までに納めましょう

記事ID 0016800

問い合わせ 鳥栖地区広域市町村圏組合
☎0942-85-3637

介護保険料は、法律の定めにより40歳から64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村(鳥栖地区広域市町村圏組合)へ納める方法に変わります。納め方は特別徴収(年金天引き)が原則ですが、65歳になったばかりの人や年金が年額18万円未満の人などは普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。期限を過ぎても未納の状況が続くと『給付制限』(例:利用者負担が3割または4割に引き上げられるなど)がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

■口座振替をご利用ください!

普通徴収(窓口納付)の人は口座振替も利用できます。納め忘れがなく安心で、手間も省けて便利です。申し込み方法などは、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険料係にお問い合わせください。

介護保険は、介護が必要になった時の不安や負担を、社会全体で支え合う制度です。自身や家族のために、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

■令和7年度の納期限・口座振替日

1期 (6月)	6月30日(月)	6期(11月)	12月1日(月)
2期 (7月)	7月31日(木)	7期(12月)	12月25日(木)
3期 (8月)	9月1日(月)	8期 (1月)	2月2日(月)
4期 (9月)	9月30日(火)	9期 (2月)	3月2日(月)
5期(10月)	10月31日(金)	10期 (3月)	3月31日(火)

とっちゃんのエコかわら版 [vol.69]

記事ID 0001322

問い合わせ 環境課 ☎0942-85-3561



～犬の飼い主の皆さんへ～

人と犬が気持ちよく過ごすために、次のことに気をつけましょう!

■ふん、尿は飼い主が処理しましょう

飼い犬のふんを片付けることは、飼い主にとって最低限のマナーです。しかし、残念ながら毎日のように自宅の前などでふんや尿を放置されて困っている人がたくさんいます。犬の散歩をするときは、飼い主の責任で必ずふんは持ち帰り、紙に包んで可燃ごみとして処分しましょう。市では『鳥栖市犬取締条例』により、飼い主のとるべき措置としてふんの適切な処理を義務付けており、違反した場合は2万円以下の罰金が科せられます。また、尿は水で流す、ペットシートで吸い取るなどにおいが残らないように配慮をお願いします。

■リードを付けましょう

散歩時には必ずリードを付けましょう。リードを付けないで散歩をすることは、音や光に驚いた犬が突然走り出し、人や他の犬に危害を加えたり交通事故にあう恐れがある危険な行為です。実際に、飼い主の予想しない事件や事故が頻繁に起こっています。大事な飼い犬を守るためにも、絶対にリードを付けて散歩をしてください。



■首輪に鑑札と狂犬病予防注射済票をつけましょう

犬の登録や狂犬病予防注射の手続きを行うと『鑑札』『狂犬病予防注射済票』をお渡ししています。これらを首輪に付けていれば、万が一飼い犬が逃げて保護された場合にも、飼い主のもとに戻ることができます。

